

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（令和5年6月1日） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和5年6月1日改訂版	旧 要求水準書 令和5年4月1日改訂版	変更理由
1	要求水準書	80	E) c) イ)	<p>a) 仙塩浄化センターの消化ガス発電事業に関する事項 県は消化工程にて発生する消化ガスのうち、一部を発電事業者へ売却し、発電事業者はその消化ガスを燃料として、平成30年度より20年間の売電事業を実施している。このことを踏まえ以下のア)～イ) について、適正に維持管理すること。</p> <p>ア) 消化ガス発電におけるガス量 消化槽が通常（5槽）稼働の場合は812,275Nm³/年以上、修繕点検（4槽）稼働の場合は430,934Nm³/年以上を、運営権者は県に引渡すこと。なお、当該ガスの所有権は、その発生と同時に県に帰属するものとする。</p> <p>イ) 消化ガス発電におけるガス成分 消化ガス発電におけるガス成分は、メタン55～65%、硫化水素10ppm以下とすること。ただし、本基準値を満たせないことが判明した場合は、運営権者は速やかに県へ報告し、県と運営権者でその対応を協議するものとする。</p>	<p>a) 仙塩浄化センターの消化ガス発電事業に関する事項 県は消化工程にて発生する消化ガスのうち、一部を発電事業者へ売却し、発電事業者はその消化ガスを燃料として、平成30年度より20年間の売電事業を実施している。このことを踏まえ以下のア)～イ) について、適正に維持管理すること。</p> <p>ア) 消化ガス発電におけるガス量 消化槽が通常（5槽）稼働の場合は812,275Nm³/年以上、修繕点検（4槽）稼働の場合は430,934Nm³/年以上を、運営権者は県に引渡すこと。なお、当該ガスの所有権は、その発生と同時に県に帰属するものとする。</p> <p>イ) 消化ガス発電におけるガス成分 消化ガス発電におけるガス成分は、メタン55～65%、硫化水素10ppm以下とすること。</p>	<p>県と発電事業者の契約変更に伴い改訂</p>
2	要求水準書	該当箇所	該当箇所	「、」	「, 」	<p>県の文書の取扱変更に伴い改訂</p>